



税務Q&A | 相続財産に係る譲渡所得の課税特例の改正(縮減)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 外矢 俊晴

九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

Q 相続又は遺贈(以下、相続等という。)により取得した土地等(土地又は土地の上に存する権利)を譲渡した場合に、譲渡所得の計算において相続した全ての土地等に対応して納めた相続税をその譲渡した土地等の取得費に加算する特例が、今年の1月1日から縮減されたそうですが、改正の概要等について教えてください?

平成26年度の税制改正で、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正が行われました。

I 改正前の制度の概要

(1)相続等による財産の取得をした個人でその相続等につき相続税額があるものが、その相続の開始があった日の翌日から3年10ヶ月を経過する日までの間に、その相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その取得費に相当する金額に、一定額を加算した金額とすることとされています。

(2)上記(1)の加算することとされる一定額は、平成5年度税制改正により、土地等に係る特例が設けられ、相続財産である土地等の一部を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算して控除できる金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税に相当する金額とされていました。

(3)今回の特例の改正により、相続財産である土地等の一部を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算して控除できる金額を、「その者が相続等により取得した全ての土地等に対応する相続税に相当する金額」から「その譲渡をした土地等に対応する相続税に相当する金額」とされました。

(イメージ図参照)

(4)また、相続税の申告書の提出期限前に相続財産の譲渡をした場合のこの制度の申告要件が改正されました。その内容は、相続財産の譲渡をした日の属する年分の所得税確定申告期限の翌日から相続税の申告期限までの間に相続税申告書の提出をした者が、その資産の譲渡についてこの制度を適用することにより、その者の確定申告書又は決定に係る所得税の課税標準等又は税額等が過大となる場合には、その相続税の期限内申告書の

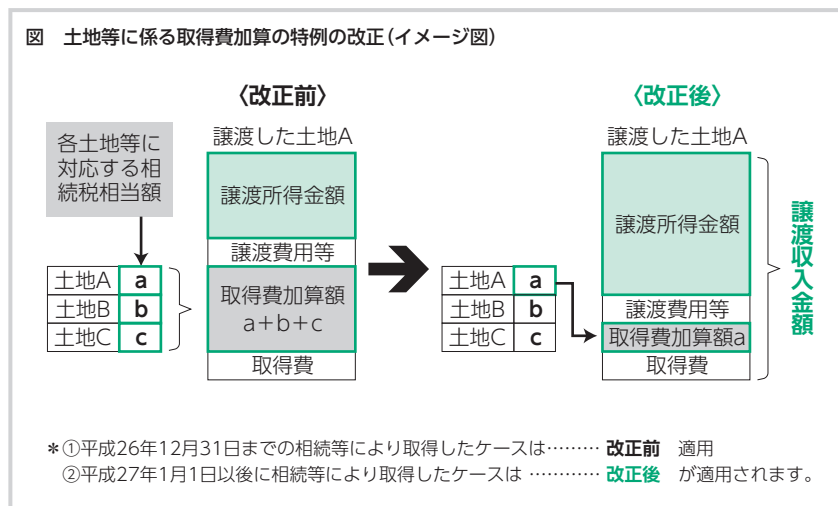
提出をした日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をして本制度の適用を受けることができることとされました。

II 譲渡所得の取得費加算に係る今回改正の適用時期関係

(1)上記1の(3)、(4)の改正は、個人が平成27年1月1日以後に開始する相続等による財産の取得をする場合における資産の譲渡について適用し、個人が同日前に開始した相続等による財産の取得をした場合における資産の譲渡については従前どおりとされています。

よって、最大で3年10ヶ月の間は、改正前と改正後の特例適用事案が混在することとなりますので、譲渡した土地等をいつ相続等で取得したのかを確認し、この特例の選択適用を誤らないようにしたいものです。

図 土地等に係る取得費加算の特例の改正(イメージ図)



* ①平成26年12月31日までの相続等により取得したケースは……… **改正前** 適用
 ②平成27年1月1日以後に相続等により取得したケースは …… **改正後** が適用されます。